

北広島市長期総合計画審議会条例（昭和 54 年 3 月 16 日条例第 1 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、北広島市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の長期総合計画に関し必要な事項について審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、必要のつど、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 条 審議会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第 7 条 審議会は、専門的な事項を審議するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。